

基本仕様書

1 件名

広島市立大学情報ネットワークシステム 2019 賃貸借

2 業務の目的

平成31年9月30日に契約期間満了を迎える広島市立大学情報ネットワークシステムの機器等の更新整備を行うに当たり、機器等を賃貸借により導入し、システムの構築及び運用・保守を行うものである。

3 契約期間

契約締結日から平成36年9月30日まで

4 履行期間

平成31年10月1日から平成36年9月30日まで

5 設置場所

広島市立大学

広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

(サーバ類は、本学が利用する学外データセンター内)

6 機器等一覧

別紙「仕様書」のとおり。

7 基本要件

- (1) 本契約で設置する機器間や機器とネットワーク接続点との間の配線は全て本契約に含めること。また、必要ならばケーブルは本契約で用意すること。
- (2) 電源についても、各機器からコンセント等迄の配線は本契約に含めること。また、必要ならば専用の0Aテーブルタップや追加電源を本契約で用意し、機器への電源供給を行うこと。
- (3) 本システムの導入に伴って別途機器が必要な場合は、受注者が負担すること。
- (4) 別紙「仕様書」に明記されていない事項であっても、本システムが正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において用意、実施すること。また、運用管理支援業者との必要な調整等も、本調達範囲とする。

8 システムの設置

システムの設置は受注者において行い、その内容はシステム搬入、組立て、設置、調整、接続、各ソフトウェアのインストール、システム上での動作確認までとし、設置後職員の検査を受けること。

9 保守業務

- (1) 保守業務を行うに当たっては、システム運用等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 本システムに発生した障害は速やかに復旧されなければならない、また、大きな障害が発生しないように、日常の予防的保守が行われなければならない。
- (3) 本契約には、保守を含むものとし、保守業務については次の点に十分に留意すること。

ア 定期点検を学期開始前に実施すること。(年2回)

イ PC等については、設置場所にて迅速に修復を行う。設置場所での修復が困難な場合には、代替機を設置することにより、システム運用等に影響しないように配慮すること。

ウ 関連する他社設置の機器の障害発生時にも、その復旧について十分に協力的であること。

エ 定期的実施する保守作業には、前もって保守計画書を提出すること。

オ 定期的な会合を持ち、保守作業の状況報告を行うこと。障害発生に伴う保守作業が行われた場合は、その原因と対策についての報告を行うこと。

カ ソフトウェアの保守およびバージョンアップに関してはできるだけ迅速に対応すること。ただし、PCについては、市場動向及びハードウェア環境を踏まえ、別途協議すること。

キ ソフトウェアのセキュリティホールやウィルスに関しては、被害を未然に防止できるよう対応を迅速に行うこと。

ク 各無停電電源装置については、バッテリー交換一回分を保守に含むこと。

- (4) 受注者は広島地区に保守拠点をもち、一時間以内に現地着任可能で、個別システムの保守、障害対応には1時間以内に作業着手可能なこと。
- (5) その他詳細については、別紙「仕様書」のとおり。

10 マニュアル

- (1) 本システムの有する全ての機能について整備されたマニュアルを提供し、導入時に必要な数を提供すること。
- (2) 契約期間中にマニュアル等に変更やバージョンアップがあった場合には、これに速やかに対応すること。

1 1 報告事項

- (1) 受注者は、本業務の履行に際し、業務実施計画書を提出し、本法人の了承を得ること。また、これを変更しようとする場合も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務に係る業務責任者を選任し、本法人に報告すること。また、障害時の連絡先や問い合わせ対応責任者等についても併せて報告すること。

1 2 その他特記事項

- (1) 機器の撤去の際はサーバやその他重要なデータを扱うものについて、情報の漏えい防止のため、データを完全に削除すること。なお、消去を行った後、完全にデータが消去されたことを証明する書類を提出すること。